



## ～ゴールデンウィークの医療提供体制の確保にご協力ください～

新型コロナウイルスの感染再拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。保険薬局の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

県と保健所設置市は、対象期間（令和5年4月29日、令和5年4月30日及び令和5年5月3日～令和5年5月5日）の「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制の確保にご協力いただいた以下の保険薬局を対象に、協力金を支給します。

## 1 対象期間

令和5年4月29日（土）、令和5年4月30日（日）、令和5年5月3日（水）～令和5年5月5日（金）（5日間）

## 2 対象保険薬局・支給要件等

【支給対象】 県内の保険薬局

【支給額】 体制を整備した時間が8時間未満の場合 1日あたり1万5千円  
（日数に応じて支給）

体制を整備した時間が8時間以上の場合 1日あたり3万円  
（日数に応じて支給）

【支給要件等】 1 対象期間中に1日あたり合計4時間以上、「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制を整備し、原則として事前に届出

2 新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬について、速やかに患者に交付できる体制を確保

○対象期間に対応可能な日時等について、4月21日（金）までに神奈川県に届出をお願いします。

○届出方法は県薬務課ホームページ等でご案内します。

○届出いただいた内容の一部（薬局の名称、所在地、電話番号等）を県薬務課のホームページで公表します。

## 3 協力金支給の手続きについて

令和5年5月8日（月）以降、事前に届出をいただいた保険薬局に対し、手続き方法等を別途ご案内します。

## 4 その他

ゴールデンウィークの対象期間中に対応可能な薬局の一覧は、県民向けに県薬務課ホームページに掲載し、公表します。

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

ゴールデンウィーク協力金担当

電話 045-210-4967